

松本市・金沢市 文化・観光交流都市協定書

松本市と金沢市とは、城下町としての歴史と伝統に育まれた両市の誇る薫り高い文化を通じた交流を促進し、さらに、東海北陸自動車道の全線開通を機に、これまで以上に相互の協力をより強固なものとして、両市の特色を活かしながら国内外からの一層の誘客を図ることを目的に、次の条項により協定を締結する。

(事業の範囲及び事前協議)

第1条 両市は、次に掲げる活動について相互に支援及び協力し、又は共同して実施するものとする。

- (1) 両市とその文化芸術関連団体が行う文化芸術を通じた交流活動
- (2) 両市とその観光関連団体が行う交流を促進する活動
- (3) 両市の交流人口の増加を図る活動

2 両市は、前項の活動の支援、協力及び共同実施に当たっては、事前に十分な協議を行い、双方合意のうえ進めるものとする。

(疑義の決定)

第2条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両市の代表者及び立会者が記名押印のうえ、各代表者がその1通を保有するものとする。

平成20年7月16日

松本市長

長谷 城



金沢市長

山出 伸



立会者 松本市議会議員

大久保 真一



金沢市議会議員

中西 利雄

